

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## ◁ 使途不明金の40%追加課税実施へ

平成6年度改正のなかで注目される項目に、いわゆる「課税の適正化」があるが、ゼネコン疑惑などから社会的に批判を浴びている「使途不明金」については、この適正化措置により、40%追加課税が課されることとなった。

使途不明金に関しては、従来から問題視されてはいたが、一方で企業の支払う裏レポートや建築業界の談合金などは、必要悪とも呼ばれていた。

このため、他の損金項目への付け込みについては、税務当局サイドも厳しい監視の眼を向けていたが、企業が自ら申告書別表四に追算する、いわゆる“自己否認”分に対する追及は、それほど厳しいものではなかったのが現状だ。

しかし、昨今、使途不明金を利用した数々の疑惑問題が明るみにでたことで、執行上、使途解明調査を更に徹底させるとともに、制度面からも、課税強化を図ることとしたものである。

税制改正大綱によると、平成6年4月1日から平成8年3月31日までに支出した使途不明金については、通常の法人税課税に加え、40%の追加課税が行われる。

なお、この結果、使途不明金の実行税率は、49.98%（通常の実行税率）+40%（追加法人税）+6.92%（追加地方税分）=96.9%となり、ほぼマルマル課税されることになる。

